

## 浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例

平成9年3月31日

条例第35号

改正 平成11年3月31日条例第7号 平成17年9月30日条例第5号

平成18年10月20日条例第6号 平成23年3月4日条例第1号

（全改）

平成25年2月28日条例第4号 平成26年10月21日条例第1号

令和元年8月30日条例第2号

### （目的及び設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項の規定により浜田市及び江津市（以下「関係市」という。）の区域内における可燃性の一般廃棄物（以下「可燃ごみ」という。）を処理するため、浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設（以下「可燃ごみ処理施設」という。）を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 可燃ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 エコクリーンセンター
- (2) 位置 江津市波子町口321番1

### （可燃ごみの搬入）

第3条 可燃ごみ処理施設への可燃ごみの搬入は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

- (1) 関係市が可燃ごみを処理するとき。
- (2) 法第6条の2第5項の規定により浜田市長又は江津市長（以下「関係市長」という。）の指示を受けて可燃ごみを処理するとき。
- (3) 法第7条第1項の規定により関係市長の許可を受けた事業者が可燃ごみを処理するとき。
- (4) その他特別の事由によりあらかじめ管理者の許可を受けて可燃ごみを処理するとき。

### （搬入日及び時間）

第4条 可燃ごみ処理施設に可燃ごみを搬入することができる日及び時間は、次に掲げる日を除く日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、管理者は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由によりあらかじめ管理者の許可を受けたときは、可燃ごみを搬入することができる。

（搬入量の制限及び搬入の停止）

第5条 前条の規定にかかわらず、管理者は、可燃ごみ処理施設に事故があるときは、日限若しくは時限を定めて、搬入量を制限し、又は搬入を停止することができる。

（処理手数料）

第6条 可燃ごみ処理施設に可燃ごみを直接搬入する際に徴収する処理手数料の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭系直接搬入可燃ごみ 10kg（搬入量が10kgに満たないときは、10kgとする。）当たり 50円
- (2) 事業系直接搬入可燃ごみ 10kg（搬入量が10kgに満たないときは、10kgとする。）当たり 101円

2 前項の処理手数料は、管理者の許可を受けて直接搬入する際に納付しなければならない。ただし、あらかじめ管理者の許可を受けたときは、期限を定めて一括して納付することができる。

3 既に納付した処理手数料は、過誤納の場合を除くほか、還付しない。

（処理手数料の減免）

第7条 管理者は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条第1項の処理手数料を減額し、又は免除することができる。

（搬入の禁止）

第8条 管理者は、第6条第1項の処理手数料の納付を怠った者に対し、可燃ごみの搬入を禁止することができる。

（技術管理者の資格）

第9条 法第21条第3項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者

(4) 管理者の指定する講習を修了した者

（その他）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第5号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月20日条例第6号）

この条例は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月4日条例第1号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田地区広域行政組合手数料条例の廃止）

2 浜田地区広域行政組合手数料条例（平成12年浜田地区広域行政組合条例第5号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、前項の規定による廃止前の浜田地区広域行政組合手数料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年2月28日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月21日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月30日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田地区広域行政組合可燃ごみ処理施設条例第6条の規定は、施行日以後の可燃ごみの搬入に係る手数料について適用し、施行日前の可燃ごみの搬入に係る手数料については、なお従前の例による。